

秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱の取扱要領

〔平成31年4月19日  
都市整備部長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 様式は、次の表によるものとする。

様式	様式の名称	根拠条文
第1号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付申請書	要綱第7条
第2号	危険ブロック塀等除却支援事業市税納付に関する調査同意書	要綱第7条第1項
第3号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定通知書	要綱第8条第2項
第4号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金不交付決定通知書	要綱第8条第3項
第5号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定変更申請書	要綱第9条第3項 要綱第11条第1項
第6号	危険ブロック塀等除却支援事業取りやめ届出書	要綱第10条第1項
第7号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定取消通知書	要綱第10条第2項 要綱第18条第2項
第8号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定変更通知書	要綱第11条第2項
第9号	危険ブロック塀等除却支援事業完了実績報告書	要綱第13条
第10号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金額確定通知書	要綱第14条第1項

第11号	危険ブロック塀等除却支援事業 補助金交付決定変更通知書	要綱第14条第2項
第12号	危険ブロック塀等除却支援事業 補助金交付請求書	要綱第15条
第13号	危険ブロック塀等除却支援事業 補助金返還命令書	要綱第19条第1項
第14号	危険ブロック塀等除却支援事業 消費税および地方消費税の確定 に伴う報告書	要綱第20条第1項
第15号	危険ブロック塀等除却支援事業 補助金返還命令書	要綱第20条第2項

(補助金交付申請書の添付書類)

第3条 要綱第7条の補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象工事を行う場所の付近見取図
  - (2) 危険ブロック塀等を所有する者であることが確認できる書類（固定資産税台帳兼名寄帳、納税通知書、建物登記事項証明書等）の写し
  - (3) 市税の完納が確認できる書類（納税証明書等）の写し又は市税納付に関する調査同意書（様式第2号）
  - (4) 要綱第2条第3号に定める耐震診断等の結果の写し
  - (5) 危険ブロック塀等の状況が確認できる写真（全景、高さおよび傾斜や亀裂等が確認できるもの）
  - (6) 除却工事等に要する費用の見積書の写し（除却工事等以外の工事がある場合は、補助の対象となる除却工事等に要する費用と区別されていること）
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- (完了実績報告書の添付書類)

第4条 要綱第13条の完了実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 除却工事等の実施に関する契約書の写し
- (2) 除却工事等に要した費用の請求書の写し
- (3) 工事写真（着工前、施工中および完了後が確認できるもの。危険ブロック塀等の高さを60センチメートル未満に減ずる工事にあつては、工事完了後に存するブロック塀等の高さが、60センチメートル未満であることが確認できる写真を添付）
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

（施行期日）

この要領は、平成31年4月19日から実施する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際、現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。